

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月2日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 294-0027
住 所 千葉県館山市西長田字洞口971番地1
法人名 館山生コン株式会社
代表者 石井 裕
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0470-28-1311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	館山生コン株式会社
事業場の所在地	千葉県館山市西長田971-1
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額6.1億円
③従業員数	19名（正社員16名 非常勤関係職員3名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	生コン製造→残コン→場内硬化→自社で一部再利用 ↓ 収集運搬会社 ↓ 処分会社

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 (管理体制)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	排出量	2501 t	t
	(これまでに実施した取組) ・分級機にて砂、碎石に分け一般顧客に販売。 ・3種類のコンクリートブロック製作をして一般顧客に販売。 ・残コンは現場にて処理してもらえる様要請する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	排出量	900 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・生コン納入現場と密に連絡を取り、正確な数量の発注を呼びかける。 ・分級機の稼働とコンクリートブロック製作を継続する。 ・戻りコンクリートの有償化を検討し、購入者に対して残コンの低減に向けて呼びかける。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート 残コン過程で生じる生コンはブロック型枠に入れ硬化させ、残りは分級機にて、砂、碎石に選別する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・残コンは分級機にて、砂、碎石に選別し再利用できる様に検討する。 ・回収骨材として利用できる様検討する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	330 t	t
	（これまでに実施した取組） ・残コン過程で生じる生コンは、ブロック型枠に使用し、残りを分級機にて、砂、碎石に再生している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・残コン過程で生じる生コンは、ブロック型枠に使用し、残りを盤級機にて、砂、碎石に再生している。 ・コンクリートブロック型枠の増加。 ・従来にも増し、コンクリートブロック製作を作成する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	全 処 理 委 託 量	2501 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・残コンの発生を低減する為、納入現場との連絡を密にする。 ・契約先の収集運搬業者の業務縮小により運搬能力低下を受けて新規業者と契約した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	
	全 処 理 委 託 量	900 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	900 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・発注業者に対して余剰コンクリートの発生が少なくなる様、発注量を細かく計算してもらえる様要請する。 ・処分業者の受入れ状況及び運搬費用の高騰により厳しい状況を伝えて理解を得る。 ・引き続き新規契約先を検討しておく。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

